

○岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

平成24年12月25日

条例第60号

改正 平成27年3月26日条例第14号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例第2条)

平成28年3月25日条例第16号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例第2条)

平成29年3月27日条例第13号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例第2条)

平成30年3月23日条例第17号

(岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例第5条)

目次

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 削除

第3章 介護予防訪問入浴介護

　第1節 介護予防訪問入浴介護(第17条～第21条)

　第2節 基準該当介護予防訪問入浴介護(第22条～第25条)

第4章 介護予防訪問看護(第26条～第30条)

第5章 介護予防訪問リハビリテーション(第31条～第34条)

第6章 介護予防居宅療養管理指導(第35条～第38条)

第7章 削除

第8章 介護予防通所リハビリテーション(第48条～第51条)

第9章 介護予防短期入所生活介護

　第1節 介護予防短期入所生活介護(第52条～第58条)

　第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護(第59条～第62条)

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護(第62条の2・第62条の3)

第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第63条～第68条)

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 介護予防短期入所療養介護(第69条～第74条)

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護(第75条～第78条)

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 介護予防特定施設入居者生活介護(第79条～第85条)

第2節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(第86条～第91条)

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 介護予防福祉用具貸与(第92条～第96条)

第2節 基準該当介護予防福祉用具貸与(第97条・第98条)

第13章 特定介護予防福祉用具販売(第99条～第103条)

第14章 雜則(第104条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第3条 指定介護予防サービス事業者の指定に係る法第115条の2第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第4条 指定介護予防サービス事業者又は基準該当介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス等」という。)の事業を行う者(以下「指定介護予防サービス等事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス等事業者は、指定介護予防サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第5条 指定介護予防サービス等事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防サービス等(第79条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の提供を拒んではならない。

(秘密保持等)

第6条 指定介護予防サービス等事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防サービス等事業者は、当該指定介護予防サービス等事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第7条 指定介護予防サービス等事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防サービス等に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防サービス等事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第2章 削除

第8条から第16条まで 削除

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 介護予防訪問入浴介護

(基本方針)

第17条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問

「入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業員)

第18条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(次条及び第20条第1項において「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(次項において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならぬ。

(1) 看護師又は准看護師(第22条第1項第1号において「看護職員」という。)

(2) 介護職員

2 前項に定めるもののほか、介護予防訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第19条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに管理者を置かなければならぬ。

(設備及び備品等)

第20条 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第18条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第17条に規定する指定訪問入浴介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第20条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第21条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

第2節 基準該当介護予防訪問入浴介護

(従業者)

第22条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(次条において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(次条及び第24条第1項において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(次項において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならぬ。

(1) 看護職員

(2) 介護職員

- 2 前項に定めるもののほか、介護予防訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第23条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、規則で定めるところにより、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに管理者を置かなければならぬ。

(設備及び備品等)

第24条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第22条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第24条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(準用)

第25条 第17条及び第21条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

第4章 介護予防訪問看護

(基本方針)

第26条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護師等)

第27条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この項において「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じて、当該各号に定める看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者(次項において「看護師等」という。)を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。) ア及びイに掲げる者

ア 保健師、看護師又は准看護師(次号において「看護職員」という。)

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(第29条第2項において「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項に定めるもののほか、看護師等に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第28条 指定介護予防訪問看護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防訪問看護ステーションごとに管理者を置かなければならない。
(設備及び備品等)

第29条 指定介護予防訪問看護ステーションは、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第27条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準条例第26条に規定する指定訪問看護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第29条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第30条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならぬ。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者との

コミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

(基本方針)

第31条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第32条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(次条第1項において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者(次項において「介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。)を置かなければならない。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

2 前項に定めるもののほか、介護予防訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(設備及び備品等)

第33条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第32条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第31条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第33条第1項に規定する設備に関する

基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第34条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

(基本方針)

第35条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第36条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区

分に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 ア及びイに掲げる者

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 前項第1号イの薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の員数は、規則で定める。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者(指定居宅サービス等基準条例第36条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。次条第2項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導(指定居宅サービス等基準条例第35条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。次条第2項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第36条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(設備及び備品等)

第37条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第37条第1項に規定する設備に関する基準をみたすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第38条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当

たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

第7章 削除

第39条から第47条まで 削除

第8章 介護予防通所リハビリテーション

(基本方針)

第48条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第49条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(次項において「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)を置かなければならない。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員

2 前項に定めるもののほか、介護予防通所リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(設備)

第50条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等を設けなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械

及び器具を備えなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の設備に関する必要な基準は、規則で定める。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第57条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

（指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第51条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第1節 介護予防短期入所生活介護

(基本方針)

第52条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第53条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(次項において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第60条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第59条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。第55条第1項及び第2項において同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(第64条第1項第2号において「看護職員」という。)
- (4) 栄養士
- (5) 機能訓練指導員

(6) 調理員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、介護予防短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第54条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(利用定員等)

第55条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。次項及び次条第5項において同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものについては、この限りでない。

2 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(次条第4項において「併設事業所」という。)の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(第61条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができます。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第62条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(設備及び備品等)

第56条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この項において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 前条第1項ただし書の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第3項第1号の居室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第63条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(身体的拘束等の禁止)

第57条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第58条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(この節の趣旨)

第59条 前節(第53条及び第54条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第61条第3項第1号イ及び第6項第2号において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの)をいう。以下の同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備及び備品等)

第61条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(第6項第2号及び第8項において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

(1) ユニット

- ア 居室
- イ 共同生活室
- ウ 洗面設備
- エ 便所

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この項において「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第55条第1項ただし書の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第56号)第16条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。)の場合にあっては、第3項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第3項第1号アの居室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。第8項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第65条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。第8項において同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。)は、おおむね10人以下としなければならない。

(3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニッ

トに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保すること。

- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(準用)

第62条 第55条、第57条及び第58条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第62条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。)(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第50号。以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。)第49条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障がい者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障がい者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障がい福祉サービス等基準条例第45条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障がい者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第62条の3 第52条、第54条、第57条及び第58条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第63条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第62号。以下この条において「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第9条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は同条例第12条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第17条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(第67条第1項において「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)

第64条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介

護事業所ごとに、次に掲げる従業者(次項において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員又は看護職員
- (3) 栄養士
- (4) 機能訓練指導員
- (5) 調理員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、介護予防短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第65条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定めるところにより、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(利用定員等)

第66条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第70条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。次項において同じ。)を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けなければならない。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第73条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(設備及び備品等)

第67条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項第1号の居室は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- (2) 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

3 前2項に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第74条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(準用)

第68条 第52条、第57条及び第58条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第1節 介護予防短期入所療養介護

(基本方針)

第69条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第70条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(次項において「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この項において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(次条第1項第2号において「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(次条第1項第2号において「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (3) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員
- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職

員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2 前項に定めるもののほか、介護予防短期入所療養介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(設備)

第71条 指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(岡崎市指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第57号)第24条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第77条第1項第1号において同じ。)に関するものを除く。)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 病室、浴室、機能訓練を行うための場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年岡崎市条例第15号)第12条に規定するユニット型介護医療院をいう。第77条第1項第2号において同じ。)に関するものを除く。)

2 前項第4号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所の病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とする。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第76条に規定する指定短期入所療養介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第

78条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(対象者)

第72条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第73条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第74条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用する

ことができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

(この節の趣旨)

第75条 前節(第70条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(次条において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものという。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第76条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備)

第77条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(次項において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下の項において「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)
- (2) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第83条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第81条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第83条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(準用)

第78条 第72条から第74条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 介護予防特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第79条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第8条の2第9項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この節において「利用者」という。)が指定介護予防特定施設(特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの)をいう。以下同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第80条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(次項において「介護予防特定施設従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師若しくは准看護師又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員
- (4) 計画作成担当者

2 前項に定めるもののほか、介護予防特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第81条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防特定施設ごとに管理者を置かなければならない。

(設備)

第82条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、介護居室(指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。次項において同じ。)、一時介護室(一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この項において同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 前項本文の介護居室について、一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

5 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。

7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の設備に関し必要な基準は、規則

で定める。

- 8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第86条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第86条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第89条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第83条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下この項において「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第84条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

第85条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

第2節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(この節の趣旨)

第86条 前節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(第88条第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(次条第1項において「受託介護予防サービス事業者」という。)により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(次条第1項に

において「受託介護予防サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第87条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第88条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する従業者(次項において「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

2 前項に定めるもののほか、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第89条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防特定施設ごとに管理者を置かなければならない。

(設備)

第90条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火

建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。
- 4 前項本文の居室について、一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- 5 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設の設備に関する必要な基準は、規則で定める。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第93条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第92条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。)の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第96条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(準用)

第91条 第83条から第85条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 介護予防福祉用具貸与

(基本方針)

第92条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境

を踏まえた適切な福祉用具(法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この条及び第95条第1項において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第93条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(次条及び第95条第2項において「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに、福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 前項に規定するもののほか、福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第94条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに管理者を置かなければならぬ。

(設備及び備品等)

第95条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定福祉用具貸与をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第96条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定

し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

第2節 基準該当介護予防福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第97条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(次条において「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。(準用)

第98条 前節(第93条を除く。)の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

(基本方針)

第99条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この条において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第100条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用

具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(次条において「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第101条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、規則で定めるところにより、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに管理者を置かなければならぬ。

(設備及び備品等)

第102条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービス等基準条例第106条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売(指定居宅サービス等基準条例第105条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第108条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第103条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

第14章 雜則

(規則への委任)

第104条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定居宅サービス等基準条例附則第2項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第56条第6項の規定は、適用しない。

3 平成18年4月1日前から存する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所については、第82条第4項及び第90条第4項の規定は、適用しない。

4 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームについては、第90条第4項の規定は、適用しない。

附 則(平成27年3月26日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定

する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

- (1) 略
- (2) 第2条の規定による改正前の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。)第8条から第16条までの規定

3 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第11条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第11条第2項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

指定訪問介護事業者(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第9条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第8条に規定する指定訪問介護をいう。)の事業	当該第1号訪問事業
指定居宅サービス等基準条例第11条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

4 附則第2項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第15条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介

護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第15条第2項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第13条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。)の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
指定居宅サービス等基準条例第15条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)

5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 略

(2) 旧指定介護予防サービス等基準条例第39条から第47条まで、第63条及び第67条第1項の規定

6 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第42条第4項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第42条第4項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
--	---

条例(平成24年岡崎市条例第61号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)	
指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第39条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)の事業	当該第1号通所事業
指定居宅サービス等基準条例第42条第1項又は指定地域密着型サービス基準条例第19条の5第1項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

7 附則第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第46条第3項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第46条第3項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第51条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。)の事業	法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
指定居宅サービス等基準条例第53条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

附 則(平成30年3月23日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを

行っている事業所において行われる第5条の規定による改正前の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。)第35条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第35条から第37条までの規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。